

宮古信用金庫の現況

REPORT 2023

2022年4月1日～2023年3月31日

資料編

CONTENTS

○総代会制度	2
○経営管理体制	4
○リスク管理体制	5
○コンプライアンス（法令等遵守）体制	7
○金融ADR制度への対応	8
○最近5年間の主要な経営指標の推移	9
○主要な業務の状況を示す指標	9
1. 業務粗利益	
2. 業務純益	
3. 利潤	
4. 資金運用収支の内訳	
5. 受取・支払利息の増減	
6. 利益率	
○預金に関する指標	11
1. 預金積金及び譲渡性預金平均残高	
2. 定期預金残高	
○貸出金等に関する指標	11
1. 貸出金平均残高	
2. 貸出金残高	
3. 貸出金の担保別内訳	
4. 債務保証見返の担保別内訳	
5. 貸出金使途別残高	
6. 貸出金業種別内訳	
7. 貸出金償却	
8. 預貸率	
○有価証券に関する指標	13
1. 商品有価証券平均残高	
2. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	
3. 有価証券平均残高	
4. 預証率	
○貸借対照表	14
○損益計算書	19
○信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権	20
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	
○自己資本に関する事項	21
1. 自己資本の構成に関する事項	
2. 定量的な開示事項	
(1) 自己資本の充実度に関する事項	
(2) 信用リスクに関する事項	
(証券化エクスポージャーを除く)	
(3) 信用リスク削減手法に関する事項	
(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(6) 出資等エクスポージャーに関する事項	
(7) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	
(8) 金利リスクに関する事項	
(9) オペレーション・リスクに関する事項	
○金銭の信託	29
1. 運用目的の金銭の信託	
2. 満期保有目的の金銭の信託	
3. その他の金銭の信託	
○デリバティブ取引	29
○会計監査人の監査報告	29
○財務諸表の適正性等の確認	29
○報酬体系について	30
1. 対象役員	
2. 対象職員等	
○主な商品・サービスのご案内	31
○手数料のご案内	33

総代会制度

○総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算・取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要な事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

○総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は60人以上80人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

なお、2023年7月31日現在の総代数は68人です。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者の選考基準（注）に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

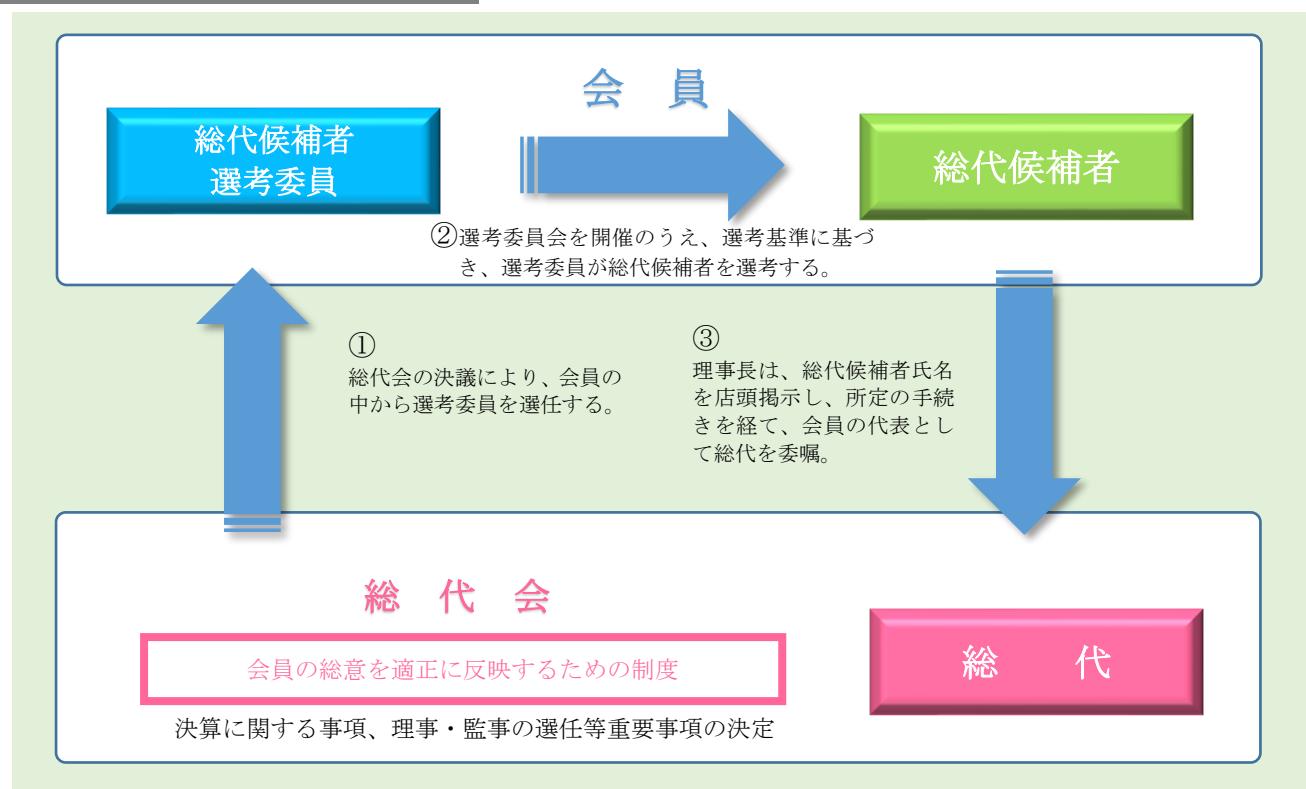
- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

3. 総代選考の方法は、当金庫の「総代選任規程」に基づいております。

（注）総代候補者の選考基準

- ・総代として相応しい見識を有している方
- ・良識を持って正しい判断ができる方
- ・人格に優れ、当金庫の理念・使命を十分理解している方
- ・その他総代会選考委員が適格と認めた方

宮古信用金庫の総代会の仕組み



○第79回 通常総代会の決議事項等

第79回通常総代会において、次の事項が報告ならびに付議され、付議事項はそれぞれ原案のとおり了承されました。

1. 報告事項

第97期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

2. 決議事項

- 第1号議案 第97期 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員の法廷脱退の件
- 第3号議案 理事7名選任の件
- 第4号議案 監事3名選任の件
- 第5号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件



○総代名一覧

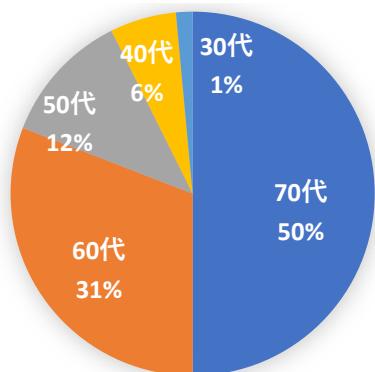
(敬称略、五十音順)

選任区域		定数	総代数	氏名							
区分	主な地名			伊藤勝博	④	大久保博	⑤	金澤満	⑥	川崎利治	④
第1区	宮古市（向町・本町・新川町・藤原・鍬ヶ崎・佐原・崎山・磯鷄・津軽石）	21人～29人	23人	伊藤勝博	④	大久保博	⑤	金澤満	⑥	川崎利治	④
				川部淳一	②	菊地辰志	⑤	小西信夫	⑤	小堀内徳雄	④
				齋藤俊市	①	齋藤誠	①	佐々木公一	⑤	佐々木政一	⑤
				佐々木勝	②	島崎秀男	⑥	関川明	②	高橋雅之	⑨
				沼里政彦	⑤	花坂康太郎	⑧	早野秀則	④	古舘英樹	⑤
				松山光男	⑧	山崎繁夫	⑦	山崎 仁志	②		
第2区	宮古市（黒田町・横町・西町・末広町・大通・南町・栄町・田の神・山口）	19人～25人	22人	阿部勝久	④	及川穂	⑥	太田憲一郎	⑦	小川一志	②
				小山田大助	②	刈屋清次	⑤	小成茂正	⑤	小成展弘	②
				齋藤眞琴	⑦	佐香英一	⑥	佐藤雅夫	②	鈴木壽次	⑪
				鈴木勇平	⑥	中居浩司	②	中沢勤	②	中嶋仁志	⑤
				松井正之	⑦	松橋孜	⑦	三上健二	②	山崎幸穂	②
				渡邊征博	①	渡邊良司	⑨				
第3区	宮古市（千徳・刈屋・茂市・川井）	7人～9人	8人	伊藤敏郎	②	菊地幸得	②	菊地昭一	②	澤田令	⑩
				島香尚	①	中屋淳一	⑤	向井田岳	③	横田大士	②
第4区	下閉伊郡山田町	5人～7人	5人	伊藤峻	②	昆尚人	②	佐藤充	③	湊正美	⑤
第5区	釜石市・上閉伊郡大槌町	4人～5人	5人	山崎淳一	①	青木正紀	④	石田博	①	佐々木 重光	③
				佐々隆裕	③					佐々木正幸	②
第6区	宮古市田老・下閉伊郡岩泉町・田野畑村・普代村	4人～5人	5人	加藤俊郎	⑥	上屋敷正明	④	小林徳光	②	田中和七	⑦
				山本悦治	①						
計		60人～80人	68人								

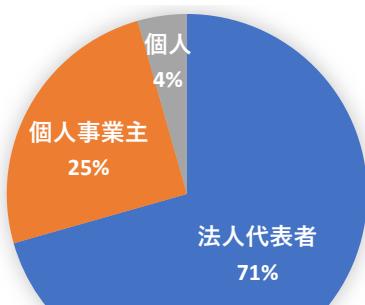
※氏名の後の数字は総代への就任回数

(2023年7月31日現在)

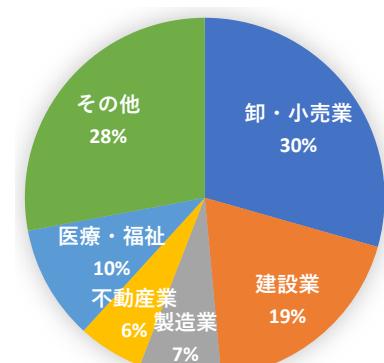
『総代の属性別構成比』



年代別



職業別



業種別

経営管理体制

○貸出運営についての考え方

定められた営業地域の中での活動は「皆様からお預かりしたお金を、その地域内で運用すること」これが地域金融機関として当金庫に課せられた役割であると考えております。

事業者には必要な設備資金や運転資金を、個人の方々には住宅資金・教育資金・マイカー購入資金など幅広いニーズに、迅速・的確にお応えするよう努めております。

また、岩手県信用保証協会の保証による岩手県、宮古市、釜石市、山田町、大槌町の制度融資についても積極的に取扱いしております。

一方、個々の貸出に際しましては、当金庫の強みである地域へ密着した融資渉外体制を通じて情報収集のうえ、お客様の信用状況や事業計画の妥当性などを十分に検討し、必要に応じ担保や保証を頂くなど、貸出金債権の健全化に努めるとともに、特定の業種や特定のお客様に偏ることのないよう広く貸出を行い、リスクの分散にも心掛けております。

○地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注し取組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 理事会等において、本基本方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程を策定し、金融円滑化管理責任者の選任について決議しております。
- (2) お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、本部に「地域支援課」を設置し、金融円滑化に向けた態勢整備に努めています。
- (3) 職員を対象とした「目利き能力」(お客様の事業価値を見極める能力)を向上させるため、外部研修への参加、中小企業者を対象としたセミナー等を実施しております。

3. 他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借り入れを行っているお客様から、貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

○2023年3月末現在における金融円滑化に係る取組状況

貸付の条件の変更等の実施状況について(2009年12月4日から2023年3月末までの累積実績)

(単位：百万円)

	申込み									
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業のお客様向けの貸付債権	1,444	19,410	1,435	19,254	5	49	1	66	3	41
うち信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	389	8,276	386	8,244	2	13	0	0	1	19
住宅資金お借入れのお客様向けの貸付債権	62	559	61	551	1	8	0	0	0	0

(注) 1. 上記計数は、債権ベースで集計しております。また、百万円単位未満は切捨てしております。

2. 「申込み」とは、お客様から返済条件変更の申込みを書面または口頭で受け付けたものを指します。

当金庫は2013年3月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取組んでまいります。

お客様から貸付条件の変更等に関するご相談・苦情は、ご利用営業店窓口、もしくは次の本部窓口をご利用ください。

宮古信用金庫 総合支援部 審査管理課
電話番号 0193-62-3100（直通）

リスク管理体制

金融機関の経営上のリスクは、複雑化・多様化しております。こうした中で当金庫では、経営の健全性を維持するためリスク管理の強化を重点施策と位置付け、その充実に努力しております。今後も内部管理体制の強化に努める等、経営全般に亘るリスク管理の徹底に力をいれてまいります。

【経営管理（ガバナンス）】

経営管理（ガバナンス）とは、代表理事、理事及び理事会による経営方針等の策定、理事・理事会の役割・責任、組織体制の整備、監事・監事会による監査、外部監査、内部監査が実効的に機能していることです。

当金庫では、金庫業務の健全性及び適切性を確保するため、経営管理（ガバナンス）が、全体として有効に機能しているか確認し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理に努めてまいります。

【自己資本管理】

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことをいいます。

今後とも、健全な自己資本比率を維持できるように努めてまいります。

【顧客保護等管理】

顧客保護等管理とは、顧客の保護及び利便性の向上の観点から、次の事項を達成するため必要となる管理をいいます。

1. 当金庫において与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等及びその他顧客との間で業として行われる取引に関する顧客に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保。
2. 顧客からの問合わせ、相談、要望及び苦情への対応が適切に処理されることの確保。
3. 顧客の情報が漏洩防止の観点から適切に管理されることの確保。
4. 金庫の業務が外部委託される場合における業務遂行の的確性を確保し、顧客情報や顧客への対応が適切に実施されることの確保。顧客保護等の実態や実情を定期的に把握するとともに分析・評価し、問題点等の改善に努めてまいります。

【資産査定管理】

資産査定とは、当金庫の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、預金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであり、当金庫自らが行う資産査定を自己査定といいます。

【内部管理基本方針】

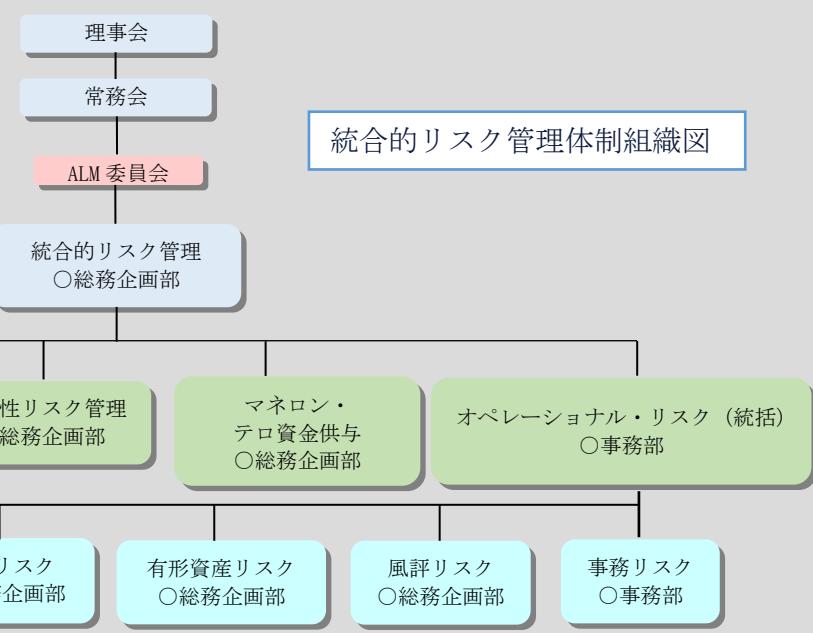
当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、継続的に内部管理システムの整備を進め、その実効性を確保する為「内部管理基本方針」を定めています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
9. 監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 監事の職務の執行について費用等の整備

【統合的リスク管理】

当金庫の直面するリスク及び想定されるリスクを可能な手法等で計測・評価し、評価したリスク量と自己資本等の経営体力や金庫独自の基準等とを比較し、評価、管理することをいいます。

統合的リスク管理では、自己資本算定及び充実度の評価とそれぞれのカテゴリーに分類し、比較・対照したリスクを統合的に評価し、管理してまいります。



リスク管理体制

信用リスク

信用リスクとは、取引先が財務状況の悪化等により、資産価値が減少あるいは消失し、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、融資審査体制の充実に努めております。また、内部研修の実施や、信用金庫協会などが実施する各種研修会への積極的参加するなど融資審査能力の向上を図っております。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引が出来なかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことをいいます。

当金庫では、資金の流動性を安定的に確保するとともに、資金の運用・調達及び資金繰り状況について経営陣に報告する体制をとり、流動性リスクに対する十分な管理体制を確保しております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクについて

当金庫では、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止対策を重要な経営課題と位置づけ、管理体制の構築・強化に取り組んでいます。具体的には、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じています。

市場リスク

市場リスクとは、「金利、為替、株式などの様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産、負債の価値が変動し、損失を被るリスク」をいい、その金融商品等に付随する信用リスク等のリスクを含めて市場リスクといいます。

1. 金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスク。資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。

2. 価格変動リスク

保有する有価証券等の価格の変動に伴って、資産価値が減少するリスク。

3. 為替リスク

為替相場の影響により、保有する有価証券等の資産価値が減少または損失を被るリスク。

4. 信用リスク

財務状況の悪化等により格付けが引き下げとなり、保有する有価証券等の資産価値が減少または損失を被るリスク。当金庫では、ALM委員会を設置し、経済、金利見通し等に基づいて運用と調達等の方針を策定しております。今後とも、より健全な資産・負債のバランス、収益体制の維持・管理体制の充実に努めてまいります。

オペレーション・リスク

オペレーション・リスクとは、金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）及び金庫自らが「オペレーション・リスク」と定義したリスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスク）をいいます。

1. 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。

2. 法務リスク

金庫経営、金庫取引に係る法令、金庫規則等に違反する行為（法令等違反行為）ならびにそのおそれのある行為が発生することで、金庫の信用の失墜を招くことにより、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

3. 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（給与・賞与・手当・解雇等の問題）及び差別的行為（セクシュアルハラスメント等）により、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

4. システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。基幹システムであるオンラインシステムの信頼性・安全性・効率性の向上に努めています。

また、「オンライン障害時の事務取扱要領」「コンティンジェンシー・プラン（災害時等危機管理計画）」を定め障害時等の事務に支障のないよう努めております。

5. 有形資産リスク

災害その他の事象により有形資産の毀損・損害が生じるリスクをいいます。

6. 風評リスク

金庫の評判の悪化や風説の流布等で、信用が低下することにより、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

当金庫では監査部門が定期的に臨店監査を実施するほか、営業店に対しては、月例の店内監査実施を義務付けております。また、日常の事務ミス防止のための内部規程を整備するなど、事故を未然に防止するため万全の体制をとっております。

コンプライアンス（法令等遵守）体制

○コンプライアンス（法令等遵守）への取組みについて

法令等遵守とは、当金庫においては、単純に「法令遵守」に限らず、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関として公共的使命を果たしていくため、「してはならないこと」「するのが適切でないこと」「しないほうがよいこと」を行わないとする倫理観をも含め「法令（法律、施行規則等）、規程その他ルールはもとより、社会規範をも遵守する」ことをいいます。

当金庫では、金庫業務の健全性及び適切性を確保するため、経営の最重要課題の一つとして位置付け、遵守に努めてまいります。

○利益相反管理方針について

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、利益相反管理方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益を保護するとともにお客様からの信頼を向上させるため、利益相反管理方針をホームページに公表するとともに、役職員等を対象に利益相反管理について研修等を実施に努めております。

1. 当金庫は、お客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

(1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引

- ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
- ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
- ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引

(2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれがある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、また、これらを組み合わせることにより管理します。

- ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引またはお客様の取引との条件または方法を変更する方法
- ③対象取引またはお客様との取引を中止する方法
- ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客様に適切に開示する方法

4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に研修・教育等を行います。

5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

○反社会的勢力に対する基本方針について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求については断固として拒絶します。

2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

○当金庫の金融商品に係る勧誘方針について

当金庫は、「金融商品取引法」に基づき、利用者保護等を極めて重要であると認識し、規程等の整備を行うとともに、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき金融商品の販売等に際しては、下記事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ってまいります。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決め頂きます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をして頂くために、当該金融商品の重要な事項について説明をいたします。

3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお申し出ください。

○個人情報の保護に関する法律に対する対応について

当金庫は、「個人情報の保護と利用に関する規程」等を制定、個人情報の適切な保護と利用を図るため個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を店頭やホームページで公表しております。

今後も、個人情報（顧客情報）の取扱いは、顧客保護等管理の一環として細心の注意を払ってまいります。

○お客様本位の業務運営に関する基本方針

当金庫は、お客様の資産の形成及び資産の運用の業務において、お客様のニーズに適切にお答えし、お客様満足度の向上を目的として「お客様本位の業務運営に関する基本方針（フィデューシャリー・デューティー）」を制定しております。

本方針につきましては、ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

金融ADR制度への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

- 当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務企画部で受け付けています。
1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
 2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
 3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

宮古信用金庫 総務企画部

住所	〒027-0082 岩手県宮古市向町 2-46			受付時間	信用金庫営業日 9:00~17:00
TEL	0193-62-2400 FAX 0193-63-2500			受付媒体	電話、手紙、面談

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務企画部にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	受付時間	信用金庫営業日 9:00~17:00
TEL	03-3517-5825	受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記の当金庫総務企画部または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日	月～金（祝日、年末年始除く）	月～金（祝日、年末年始除く）	月～金（祝日、年末年始除く）
時 間	9:30～12:00、13:00～16:00	10:00～12:00、13:00～16:00	9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の（1）、（2）の方法によりお客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用するすることもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務企画部にお尋ねください。

（1）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客様は、岩手弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話ししたことにより、手続きを進めることができます。

（2）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、仙台弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- （1）営業店及び各部署に責任者をおくとともに、総務企画部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- （2）苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及び総務企画部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- （3）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を行います。
- （4）お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- （5）紛争解決を図るために、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- （6）お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- （7）苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- （8）苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- （9）お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：損益・千円、残高・百万円)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	1,089,022	1,064,579	982,232	952,939	951,133
経常利益（又は経常損失）	216,331	165,789	98,989	168,939	113,111
当期純利益（又は当期純損失）	205,697	170,943	96,800	147,616	114,667
出資総額	5,309	5,304	5,299	5,295	5,288
普通出資金	309	304	299	295	288
優先出資金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
普通出資総口数	615,132口	602,405口	591,686口	583,916口	576,335口
優先出資総口数	200,000口	200,000口	200,000口	200,000口	200,000口
純資産額	12,854	12,916	13,043	13,029	12,753
総資産額	92,364	89,469	94,261	91,804	85,325
預金積金残高	69,119	66,167	69,680	68,114	66,946
貸出金残高	30,032	27,349	29,748	27,779	27,741
有価証券残高	17,470	19,674	22,206	20,875	23,753
単体自己資本比率	40.42%	40.90%	42.28%	43.78%	48.47%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)					
普通出資	5円	5円	5円	5円	5円
優先出資	0円	5円	0円	0円	5円
役員数	10人	10人	10人	10人	10人
うち常勤役員数	6人	6人	6人	6人	6人
職員数	73人	68人	72人	75人	67人
会員数	10,178人	10,078人	9,999人	10,011人	9,840人

- (注) 1. 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当か否かを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
2. 「総資産額」は「債務保証見返」の額を控除して表示しております。

主要な業務の状況を示す指標

1. 業務粗利益

(単位：千円)

	2021年度	2022年度
資金運用収支	780,203	762,787
資金運用収益	789,396	770,317
資金調達費用	9,193	7,530
役務取引等収支	28,466	22,121
役務取引等収益	97,855	93,398
役務取引等費用	69,388	71,276
その他業務収支	21,840	71,094
その他業務収益	23,495	72,257
その他業務費用	1,655	1,163
業務粗利益	830,509	856,002
業務粗利益率	0.87%	0.95

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（2021年度0千円、2022年度0千円）を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

預金に関する指標

1. 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2021 年度	2022 年度
流動性預金	44,403	43,486
うち有利息預金	39,088	38,314
定期性預金	27,919	27,589
うち固定利定期預金	27,905	27,576
うち変動金利定期預金	13	12
その他	295	288
計	72,618	71,364
譲渡性預金	—	—
合計	72,618	71,364

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

2. 定期預金残高

(単位：百万円)

	2021 年度	2022 年度
定期預金	25,747	25,378
うち固定金利定期預金	25,734	25,365
うち変動金利定期預金	12	12
その他	—	—

貸出金等に関する指標

1. 貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2021 年度	2022 年度
手形貸付	1,523	1,453
証書貸付	25,876	25,425
当座貸越	1,099	992
割引手形	18	33
合計	28,518	27,905

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

2. 貸出金残高

(単位：百万円)

	2021 年度	2022 年度
貸出金	27,779	27,741
うち固定金利	18,191	18,488
うち変動金利	9,587	9,253

3. 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2021 年度	2022 年度
当金庫預金積金	588	492
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	5,888	5,407
その他	—	—
計	6,477	5,900
信用保証協会・信用保険	10,903	10,737
保証用	494	493
信用	9,903	10,609
合計	27,779	27,741

有価証券に関する指標

1. 商品有価証券平均残高

・・・当金庫では商品有価証券を保有しておりません

2. 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

科 目	年 度	1 年 以 下	1 年 超 3 年 以 下	3 年 超 5 年 以 下	5 年 超 7 年 以 下	7 年 超 10 年 以 下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	2021 年度	—	99	207	212	1,021	5,532	—	7,073
	2022 年度	99	—	205	210	3,411	3,030	—	6,957
地 方 債	2021 年度	100	—	—	—	114	2,185	—	2,399
	2022 年度	—	—	—	—	110	2,170	—	2,281
社 債	2021 年度	250	1,904	705	415	1,093	2,799	601	7,770
	2022 年度	602	1,703	1,010	894	2,132	2,917	498	9,759
株 式	2021 年度	—	—	—	—	—	—	117	117
	2022 年度	—	—	—	—	—	—	102	102
外 国 証 券	2021 年度	399	1,499	398	296	195	—	—	2,789
	2022 年度	899	796	291	491	394	—	—	2,874
その他の証券	2021 年度	—	5	—	—	25	—	692	723
	2022 年度	2	—	—	—	24	—	1,749	1,777
合 計	2021 年度	750	3,508	1,311	923	2,450	10,517	1,412	20,875
	2022 年度	1,604	2,500	1,508	1,596	6,072	8,119	2,350	23,753

3. 有価証券平均残高

(単位：百万円)

	2021 年度	2022 年度
国 債	7,905	7,170
地 方 債	2,577	2,454
短 期 社 債	—	—
社 債	8,983	9,359
株 式	92	119
外 国 証 券	3,189	3,925
そ の 他 の 証 券	328	453
合 計	23,076	23,482

4. 預証率

(単位：%)

	2021 年度	2022 年度
期 末 預 証 率	30.64%	35.48%
期 中 平 均 預 証 率	31.77%	32.90%

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

(iii)価格変動リスクの管理

当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。当金庫では、これらの金融資産および金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(2014年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析を利用してあります。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産および金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は3,020百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定であると仮定した場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫では、流動性リスク管理規程等に基づき、当金庫の資金調達・運用構造に適応した流動性リスクの管理体制を整備し、運営しております。日常の管理として、支払準備率や預金残高動向等のモニタリング管理により資金繰り状況を把握・管理しております。また、緊急時に備えて、災害時等危機管理計画書を策定しており、万一の状況における支払準備に万全を期しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

2.3. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります(時価の評価技法(算定技法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	29,763	30,306	543
(2) 買入金銭債権	2,151	2,027	△124
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	23,744	24,035	290
その他有価証券	5,669	5,960	290
(4) 貸出金 (*1)	18,074	18,074	—
貸倒引当金 (*2)	27,741		
	△522		
	27,219	27,673	453
金融資産計	82,878	84,042	1,164
(1) 預金積金 (*1)	66,946	66,947	1
(2) 借用金 (*1)	5,475	5,460	△14
金融負債計	72,421	72,408	△12

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。算出にあつては共同事務センターのシステムを使用しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.から26.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に利用する利率を用いており、2023年3月31日現在の店頭表示金利を用いております。

(2) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を直近3ヵ月間の当該借用金平均利回りで割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであります。金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	6
組合出資金等 (*2)	279
合 計	285

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（＊）	13,000	6,500	4,350	5,000
買入金銭債権	400	251	—	1,500
金銭の信託（＊）	—	—	—	—
有価証券（＊）	1,603	4,019	7,634	8,800
満期保有目的の債券	200	300	3,300	1,800
その他有価証券のうち満期があるもの	1,403	3,719	4,334	7,000
貸出金（＊）	4,511	12,897	4,884	3,597
合 計	19,514	23,668	16,869	18,897

(＊) 預け金、金銭の信託、有価証券のうち期間の定めがないものまたは満期日がないものは含めておりません。貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（＊）	20,955	5,504	0	7
借用金	2,024	3,107	183	158
合 計	22,980	8,611	183	166

(＊) 預金積金のうち、要求払預金は含めておりません。

24. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	債券	4,169	4,503	333
	国債	3,969	4,298	329
	地方債	—	—	—
	社債	200	204	3
	その他	—	—	—
	小計	4,169	4,503	333
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	債券	1,000	984	△15
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,000	984	△15
	その他	500	472	△27
	小計	1,500	1,457	△42
合 計		5,669	5,960	290

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	54	45	8
	債券	1,218	1,214	4
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,218	1,214	4
	その他	681	649	32
小計		1,955	1,909	46
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	41	48	△7
	債券	12,609	13,126	△517
	国債	2,988	3,175	△187
	地方債	2,281	2,435	△154
	社債	7,340	7,516	△176
	その他	3,467	3,568	△101
小計		16,118	16,744	△625
合 計		18,074	18,653	△579

2.5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	57	1	10
債券	201	0	1
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	201	0	1
その他	132	0	—
合 計	391	2	11

2.6. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において減損処理を行った有価証券はありません。

2.7. 当座貸借契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,274百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,130百万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

2.8. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

(単位：百万円)	
税務上の繰越欠損金（注）	20
貸倒引当金および貸出金償却	206
その他有価証券評価差額金	160
固定資産減損損失	36
その他	36
繰延税金資産小計	460
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	20
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	439
評価性引当額小計	460
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
前払年金費用	3
繰延税金負債合計	3
繰延税金負債の純額	3

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金（＊）	—	20	—	20
評価性引当額	—	△20	—	△20
繰延税金資産	—	—	—	—

(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2.9. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、計算書類等への影響はありません。

損益計算書

(単位：千円)

(単位：千円)

科目	96期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	97期 (2022.4.1～ 2023.3.31)
経常収益	952,939	951,133
資金運用収益	789,396	770,317
貸出金利息	521,367	500,967
預け金利息	59,304	65,141
有価証券利息配当金	191,074	186,925
その他の受入利息	17,649	17,283
役務取引等収益	97,855	93,398
受入為替手数料	41,387	36,494
その他の役務収益	56,467	56,903
その他業務収益	23,495	72,257
国債等債券売買益	16,037	177
国債等債券償還益	—	58,360
その他の業務収益	7,458	13,719
その他経常収益	42,192	15,160
貸倒引当金戻入益	27,865	4,177
償却債権取立益	5,757	4,173
株式等売買益	6,275	3,190
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	2,293	3,618
経常費用	783,999	838,021
資金調達費用	9,193	7,530
預金利息	6,490	4,979
給付補てん備金繰入額	1,023	708
借用金利息	1,679	1,842
役務取引等費用	69,388	71,276
支払為替手数料	12,945	11,318
その他の役務費用	56,443	59,958
その他業務費用	1,655	1,163
国債等債券売却損	1,591	1,113
国債等債権償却	—	—
その他の業務費用	64	50
経費	693,191	727,450
人件費	390,679	428,295
物件費	276,532	271,630
税金	25,979	27,525

科目	96期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	97期 (2022.4.1～ 2023.3.31)
その他経常費用	10,570	30,600
貸倒引当金繰入額	—	—
株式等売却損	59	10,158
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	122	122
その他の経常費用	10,388	20,319
経常利益	168,939	113,111
特別利益	—	329
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	329
特別損失	8,273	152
固定資産処分損	316	152
減損損失	7,956	—
その他特別損失	—	—
税引前当期純利益	160,666	113,288
法人税、住民税及び事業税	5,348	5,414
法人税等調整額	7,701	△6,793
法人税等合計	13,049	△1,379
当期純利益	147,616	114,667
前期繰越金	2,484,235	2,614,156
当期末処分剩余金	2,631,851	2,728,824

【剩余金処分計算書】

(単位：円)

科目	96期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	97期 (2022.4.1～ 2023.3.31)
当期末処分剩余金	2,631,851,977	2,728,824,010
剩余金処分額	17,695,375	15,343,674
利益準備金	14,770,000	11,470,000
普通出資に対する配当金	2,925,375	2,873,674
優先出資に対する配当金	—	1,000,000
次期繰越金	2,614,156,602	2,713,480,336

(注) 97期は普通出資配当率 1.00%、優先出資配当率 0.01%、96期は普通出資配当率 1.00%、優先出資配当率 0.00%となっております。

損益計算書の注記

- (注) 1. 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 出資1口当たり当期純利益195円22銭。

貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分は信用金庫法第38条1の規定により、会計監査法人（北光監査法人）の監査を受けております。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区分	2021 年度	2022 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	177	171
危険債権	1,381	1,930
要管理債権	0	0
三月以上延滞債権	0	0
貸出条件緩和債権	0	0
小計 (A)	1,559	2,101
保全額 (B)	1,268	1,791
貸倒引当金 (C)	403	405
担保・保証等 (D)	865	1,386
保全率 (B) / (A) (%)	81.32%	85.23%
引当率 (C) / ((A) - (D)) (%)	58.04%	56.62%
正常債権 (E)	26,258	25,675
総与信残高 (A) + (E)	27,818	27,777

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「貸倒引当金」(C) は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額。および、貸借対照表上的一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(D) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(E) とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

自己資本に関する事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	2021 年度	経過措置による不算入額	2022 年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	13,224		13,328	
うち、出資金及び資本剰余金の額	10,295		10,288	
うち、利益剰余金の額	2,935		3,047	
うち、外部流出予定額 (△)	2		3	
うち、上記以外に該当するものの額	△3		△2	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	123		117	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	123		117	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,347		13,445	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	17	—	41	—
うち、のれんに係るもの	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	17	—	41	—
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	25	—	11	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	43		52	
自己資本				
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	13,304		13,393	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	28,759		26,077	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△586		△586	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△586		△586	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーション・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	1,626		1,553	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーション・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	30,385		27,631	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(二))	43.78%		48.47%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様による普通出資金及び非累積的優先出資金、更に当金庫が積み立てているもの等です。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率 48.47% と、金融庁告示で定められている国内基準である 4 % を大きく上回っており、経営の健全性・安全性は十分に保たれている水準と評価しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2021 年度		2022 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	28,759	1,150	26,077	1,043
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポートフォリオ	29,344	1,173	26,663	1,066
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	11	0	33	1
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	15	0	37	1
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	110	4	120	4
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,740	349	7,693	307
法人等向け	8,156	326	7,959	318
中小企業等向け及び個人向け	1,517	60	1,386	55
抵当権付住宅ローン	593	23	510	20
不動産取得等事業向け	2,085	83	1,932	77
3カ月以上延滞等	33	1	44	1
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	913	36	851	34
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	221	8	274	10
出資等のエクスポートフォリオ	221	8	274	10
重要な出資のエクスポートフォリオ	—	—	—	—
上記以外	6,670	266	5,732	229
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートフォリオ)	5,740	229	4,487	179
(うち信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポートフォリオ)	280	11	280	11
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートフォリオ)	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポートフォリオ)	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他の外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポートフォリオ)	—	—	—	—
上記以外のエクスポートフォリオ	831	33	990	39
② 証券化エクスポートフォリオ	93	3	62	2
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	93	3	62	2
再証券化	—	—	—	—
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
④ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートフォリオに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△586	△23	△586	△23
⑤ CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	0	0	—	—
⑥ 中央清算機関連エクスポートフォリオ	—	—	—	—
ロ. オペレーション・リスク相当額を 8% で除して得た額	1,626	65	1,553	62
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	30,385	1,215	27,631	1,105

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット × 4%

2. 「エクスポートフォリオ」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートフォリオ及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポートフォリオのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスクを算定しています。

$$\begin{aligned} & \text{〈オペレーション・リスク（基礎的手法）の算定方法〉} \\ & \text{粗利益} \times 15\% \\ & \text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数} \end{aligned}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額 × 4%

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
製造業	92	85	△6	1	85	87	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	4	4	0	4	4	—	—
建設業	30	31	1	4	31	36	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2	1	△1	0	1	1	—	—
卸売業、小売業	36	61	25	△1	61	59	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	18	50	32	0	50	51	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	1	11	9	0	11	10	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	254	128	△126	△5	128	122	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	4	—	4	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	26	28	1	△1	28	27	—	—
合計	462	403	△59	1	403	405	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	2021年度		2022年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	17,335	—	17,971
1 0 %	—	7,729	—	7,189
2 0 %	45,009	5	36,659	27
3 5 %	—	1,709	—	1,470
5 0 %	7,880	14	11,089	137
7 5 %	—	2,293	—	2,110
1 0 0 %	2,286	6,302	2,828	5,373
1 5 0 %	300	2	—	12
2 0 0 %	—	—	—	—
2 5 0 %	1,604	—	1,504	—
1, 2 5 0 %	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	92,475		86,374	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2020年度	2021年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャー	630	524	3,827	4,299	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、「信用リスク管理規程」「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と順守を促し、信用リスクの管理を行っています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、更には与信集中によるリスクの把握のため大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。また、当金庫では、厳格な自己査定を実施するとともに、個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、信用リスク管理・運営における重要事項等については、融資委員会で協議検討を行うとともに定期的に常務会に報告し、必要に応じて理事会に報告しております。

信用コストである貸倒引当金は「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、その他要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

また、個別貸倒引当金に關しましては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先とともに、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能額を除いた未保全額を算出し、破綻懸念先は、その未保全額から合理的に見積られたキャッシュフローにより回収可能な部分を除いた残額を計上し、実質破綻先及び破綻先は、上記未保全額の全額を計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

- ・株式会社日本格付研究所（J C R）
- ・株式会社格付投資情報センター（R & I）
- ・ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S & P）

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受けける損失（信用リスク）を軽減するために、場合によっては不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金用途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど、適切な取り扱いに努めています。

当金庫が扱う主要な担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、保証会社保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「事務取扱規程」及び「担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めています。バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、自金庫預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、国、地方公共団体、政府関係機関及び一定の適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権（保証される部分に限る）等があります。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスボージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額の算出に用いる方式	2021年度		2022年度	
	カレント・エクスボージャー方式	カレント・エクスボージャー方式	カレント・エクスボージャー方式	カレント・エクスボージャー方式

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する後の与信相当額	
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
派生商品取引合計	—	—	—	—
外国為替関連取引	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(5) 証券化エクスボージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスボージャーに関する事項）

・・・該当ありません

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポートージャー（再証券化エクスポートージャーを除く）

(単位：百万円)

	2021年度		2022年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポートージャーの額	300	—	190	—
(i)住宅ローン	—	—	—	—
(ii)自動車ローン	—	—	—	—
(iii)その他	300	—	190	—

b. 再証券化エクスポートージャー

・・・該当ありません

②保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポートージャー（再証券化エクスポートージャーを除く）

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポートージャー残高				所要自己資本の額			
	2021年度		2022年度		2021年度		2022年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～ 15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～ 50%未満	—	—	190	—	—	—	7	—
50%～ 100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～ 250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～ 400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	190	—	—	—	7	—

(注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポートージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポートージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポートージャー

・・・該当ありません

（6）出資等エクスポートージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2021年度		2022年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	200	200	152	152
非 上 場 株 式 等	918	918	2,005	2,005
合 计	1,119	1,119	2,157	2,157

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクスポートージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度
売 却 益	6	1
売 却 損	6	10
償 却	—	—

(注) 1. 損益計算書における損益の額を記載しております。

2. 投資信託に該当する出資等は含まれておりません。

出資その他これに類するエクスポートージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポートージャーにあたるもののは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、その他の出資金が該当します。そのうち、上場株式、上場優先出資証券に係るリスクの認識については、日々評価額を把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。非上場株式、子会社株式、その他の出資金に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告をもとにした評価による定期的なモニタリングを実施するなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引に係る会計処理については、「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実施指針」に従った適正な処理を行っております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

評 値 損 益	2021 年度	2022 年度
	△14	△39

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

評 値 損 益	2020 年度	2022 年度
	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー

(単位：百万円)

計算方式	2021 年度	2022 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	420	982
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB : 金利リスク	△EVE		△NII	
	2021 年度末	2022 年度末	2021 年度末	2022 年度末
上方パラレルシフト	2,064	3,020	—	—
下方パラレルシフト	—	—	46	88
ステイープ化	1,730	2,662	—	—
フラット化	—	—	—	—
短期金利上昇	68	28	—	—
短期金利低下	—	—	—	—
最大化	2,064	3,020	—	—
	2021 年度末		2022 年度末	
自己資本の額	13,304		13,393	

①リスク管理の方針及び手続きの概要

i. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っています。

ii. リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

△EVE（金利変動に伴う経済価値の変化量）を用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。算出した金利リスクについては、定期的にALM委員会で協議検討し、必要な対応がある場合は常務会に付議しリスクコントロールに努めています。

iii. 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として月次で計測しています。

iv. ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取り扱いを含む）に関する説明

当金庫では、金利リスク削減を目的としたデリバティブ取引は行っておりません。

②金利リスク算定方法の概要

(ア) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE 及び△NII 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

i. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

1.25 年

ii. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

2.5 年

iii. 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

金融庁が定める保守的な前提を採用

iv. 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用

V. 複数の通貨の集計方法及びその前提

単純合算しています。通貨間の相関は考慮していません。

vi. スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）

△EVE 算出に当たり、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出してあります。

- vii. 内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- viii. 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
前事業年度における Δ EVE の最大値は 2,064 百万円であり、956 百万円の増加となっております。前事業年度における Δ NII の最大値は 88 百万円であり、42 百万円の増加となっております。
- ix. 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 - Δ EVE で計測された金利リスクに対し、十分な自己資本の余裕を確保しており、リスクと収益のバランスを考慮した運用に努めております。
 - (イ) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
- i. 金利ショックに関する説明
当金庫では、VaR を用い金利リスクの影響を検証しております。
- ii. 金利リスク計測の前提及びその意味
当金庫では、過去の金利変動を統計的手法を用いてリスク量を測定する VaR（保有期間 20 日、信頼区間 99%、観測期間 5 年）を活用してリスクコントロールに努めております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク及び金庫自らがオペレーショナル・リスクと定義したリスクのことをいいます。

①リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであります。当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。リスクの計測に関しましては、当面、バーゼルⅢにおける基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらリスクに関しましては、各主管部署において、協議・検討するとともに、必要に応じて常務会を通じ、理事会に報告する態勢としております。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額の計算にあたっては、基礎的手法を採用し、1 年間の粗利益に 15% を乗じた額の直近 3 年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額としております。なお、同手法に基づく 2023 年 3 月期のオペレーショナル・リスク相当額は、1,553 百万円であります。

金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

2021 年度		2022 年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の金銭の信託

・・・該当ありません

3. その他の金銭の信託

・・・該当ありません

デリバティブ取引

当金庫は、次に掲げるデリバティブ取引はいたしておりません。

1. 金利関連取引
2. 通貨関連取引
3. 株式関連取引
4. 債券関連取引
5. 商品関連取引
6. クレジットデリバティブ取引

会計監査人の監査報告

2023 年 6 月 28 開催の第 79 回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、北光監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性等の確認

2022 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2023 年 6 月 28 日

宮 古 信 用 金 庫

理 事 長

斎藤 浩司

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

[基本報酬及び賞与]

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

[退職慰労金]

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

a. 決定方法

理事は理事会で決定しております。

監事は監事会にて決定しております。

(2) 2022年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	38

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です（期中退任者及び期中に理事を退職し、監事に就任した者も含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」36百万円、「賞与」2百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1つ高第3号及び第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2022年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、2022年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2022年度において対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主な商品・サービスのご案内

《主な預金業務について》

種類	内容・特色
総合口座	一冊の通帳に普通預金と定期預金をセット。必要な時には定期預金の90%、最高200万円まで自動的にご融資が利用いただけます。
普通預金	給料や年金のお受取り、公共料金の自動引落し等にご利用できます。キャッシュカードをご利用になれば、全国の信用金庫・銀行などでお引出しができます。
決済用普通預金(無利息型)	決済用預金の3要件(無利息・要求払い・決済サービス)を満たした普通預金です。なお、預金保険制度により全額保護されます。
当座預金	手形や小切手をご利用いただくための預金です。会社・商店のお取引に便利です。なお、預金保険制度により全額保護されます。
貯蓄預金	普通預金の便利さと定期預金のような有利さをセットし、お預け入れの残高によって利率が変わる出し入れ自由な預金です。普通預金と貯蓄預金との間で自動振替(スイーリング)ができます。
納税準備預金	納税資金を計画的にご準備していただく預金です。お利息は非課税ですが、納税以外でご利用の際は、お利息が課税の対象になります。
通知預金	まとまった資金の短期運用に最適です。据置期間7日以上で、お引出しの際は2日前までにご通知が必要です。
定期預金	まとまったお金を有利に増やせるお利息がお得な預金です。
スーパー定期預金	自由金利預金です。期間は1ヶ月～5年以内、1,000万円未満の資金の運用に適した預金です。
大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用として1ヶ月～5年以内の期間が自由に選べる預金です。
期日指定定期預金	1年複利で、最長3年までお預入れいただけます。お預入れ後1年を経過すると、1ヶ月前のご連絡で、いつでもお引出しがれます。
変動金利定期預金	市場金利の動向に合わせて、6ヶ月ごとに金利が変動する定期預金です。お預かり期間は1年～3年となっています。
しんきん年金優遇定期預金「おもいやり」	当金庫で年金をお受取りいただいている方への金利優遇定期預金です。期間は1年で500万円までご利用いただけます。
会員優遇定期預金「しんきんメンバーズ」	当金庫の出資会員で個人の方を対象にした金利優遇定期預金(預入金額：10万円以上300万円以下)です。期間3年の自動継続で、店頭表示金利に年0.02%上乗せした利率でお預入れいただけます。
積立定期預金	満期日を設定いただき、期間内はいつでもお好きな時に1回あたり1,000円以上を積立できます。
定期積金	事業の拡張資金、住宅の新築・増改築資金、結婚資金などを計画的に準備する預金です。
スーパー積金	目的にあわせ期間を自由に決めて毎月決まった金額をお積立いただく預金です。契約時の利率は満期まで変わりません。期間は6ヶ月から5年までです。
年金受給者専用隔月積金「浪漫くらぶ」	当金庫で年金をお受取りいただいている方への金利優遇定期積金です。年金受給月に掛け金を払い込みいただけます。
女性専用自由金利型定期積金 女性専科「エレガント」積金	期間2年(掛け回数24回)の女性専用の定期積金です。契約者の方へは、「エレガント旅行」への参加ご案内を差し上げています。

《主な融資商品について》

種類	内容・特色
個人向け	みやしんカードローン (ご利用限度額 10万円～300万円、10万円単位) お使いみちは自由、カードで必要な時にATMからローンが受けられます。
	カードローンS (ご利用限度額 100万円・200万円・300万円) お使いみちは自由、カードで必要な時にATMからローンが受けられます。
	しんきんきっつる (ご利用限度額 50万円～900万円、10万円単位) お使いみちは自由、カードで必要な時にATMからローンが受けられます。
	教育カードローン (ご利用限度額 50万円～500万円、10万円単位) 教育資金を必要とするお客様に、ご利用限度額の範囲内で必要な時に必要な分だけATMでお借入れいただけます。
	「金利選択型」 しんきん住宅ローン (固定金利選択型・変動金利型 50万円以上8,000万円以内(借地上の建物の場合は3,000万円以内)、期間1年以上35年以内(借地上の建物の場合は1年以上30年以内)) 住宅(土地・建物)の購入、新築増改築、借換資金等にご利用いただけます。
	みやしん住宅ローン (全国保証(株)保証付) (変動金利型・固定金利選択型 100万円以上1億円以内(ただし保証会社の定める担保評価額の200%以内)、期間2年以上35年以内) 住宅(土地・建物)の購入、新築増改築、借換資金等にご利用いただけます。
	全期間固定金利住宅ローン (全期間固定金利方式・100万円以上5,000万円以内、期間1年以上35年以内) 住宅(土地・建物)の購入、新築増改築、借換資金等にご利用いただけます。
	住宅ローン「復興」 (変動金利型 50万円以上5,000万円以内 500万円以下の場合無担保扱い可、期間35年以内) 地域復興支援住宅ローンとして、新築・中古住宅・土地の購入、増改築・リフォーム資金、借換資金等にご利用いただけます。被災者特例として取扱手数料の優遇がございます。
	しんきん無担保住宅ローン (最高2,000万円まで担保・保証人不要で自宅の購入・リフォーム資金、住宅ローンの借換資金等にご利用いただけます。 (期間3ヶ月以上20年以内)) 入学金、授業料等の学校納付金及びアパート代等教育に必要な資金にご利用いただけます。
	しんきん教育プラン (融資金額1,000万円以内、期間3ヶ月以上16年以内) 教育資金を必要とするお客様にあらかじめ貸付予約枠を設定いただけます。極度額以内であれば何度でも必要なだけお借入ができます。在学期間中は元金返済の据え置きも可能です。(ご利用限度額100万円～500万円、50万円単位)
極度型教育ローン 「学資応援団」	新車、中古車購入資金、免許取得費用、車検・修理費用等にご利用いただけます。 (1,000万円以内、期間3ヶ月以上10年以内)
しんきんカーライフプラン	新車、中古車購入資金、免許取得費用、車検・修理費用等にご利用いただけます。
マイカーローンモア	新車、中古車購入資金、免許取得費用、車検・修理費用等にご利用いただけます。 (10万円以上500万円以内、期間8年以内)
フリーローンS	お使いみちは自由です。事業資金は除きます。(10万円以上500万円以内、期間10年以内)
オールマイティ	お使いみちは自由です。事業資金にもご利用いただけます。(10万円以上500万円以内、期間6ヶ月以上10年以内(ただし、300万円以下は7年以内))

	みやしんフリーローン	お使いみちは自由です。事業性資金・おまとめ資金も可。(500万円以内、期間3ヶ月以上10年以内)
	しんきん個人ローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。(500万円以内、期間3ヶ月以上10年以内)
	しんきん福祉プラン	親族のための介護用機器購入等費用や老人ホーム入居一時金などの資金にご利用いただけます。(500万円以内、期間3ヶ月以上10年以内)
	みやしん職域サポートローン	みやしん職域サポート制度を導入した事業所で働く経営者・従業員の方が対象。(500万円以内、期間3ヶ月以上10年以内)
	みやしん職域フリーローン	お使いみちは自由で、みやしん職域サポート制度を導入した事業所で働く経営者・従業員の方が対象。(500万円以内、期間3ヶ月以上10年以内)
	シニアライフローン	満60歳以上で最終返済時の年齢が満80歳以下の方が対象のローンです。充実したシニアライフにお役立てください。(100万円以内、期間3ヶ月以上10年以内)
事業者向け	事業者カードローン	運転資金・設備資金をご利用限度内ならいつでもカードで、何回でもご利用いただけます。
	事業資金融資	割引手形(一般商業手形の割引)、手形貸付(仕入資金など短期資金の融資)、証書貸付(設備資金などの長期資金の融資)、当座貸越(事業資金の自動融資)の取扱いをしております。
	スマールビジネスローン	50万円以上300万円以内で事業に必要な運転資金・設備資金(借換資金可)としてご利用いただけます。(期間6ヶ月以上5年以内)
	みやしん絆	地域復興支援融資として、原則、無担保で事業の運転資金・設備資金をご融資いたします。 (法人1,000万円以内、個人事業主500万円以内、手形貸付1年内、証書貸付7年内)
	しんきんプログレス	当金庫会員である法人企業・個人事業主のお客様を対象に、スコアリング審査にて岩手県信用保証協会保証による事業資金をご融資いたします。
	代理業務と制度融資	信金中央金庫・(株)日本政策金融公庫などの代理業務と岩手県・宮古市・釜石市・山田町・大槌町の制度融資を取扱っております。

《国債窓口販売》

種類	内容・特色
国債等の窓口販売	お客様の多様化する資産運用ニーズに対応するため、個人向け国債窓口販売を行っています。非課税制度(マル優・特別マル優)がご利用いただけます。

《保険窓口販売》

種類	内容・特色
生命保険	個人年金保険・一時払終身保険・長期平準払保障性商品、事業者向け定期保険・医療保険をお取扱いしております。
損害保険	火災保険(住宅ローン関連)・自動車保険をお取扱いしております。

《為替業務》

種類	内容・特色
送金取扱立	当金庫本支店をはじめ、全国各地の金融機関のご指定の口座へ迅速にお振込ができます。ATMによるお振込もお取扱いしております。また、金融機関の手形・小切手もお取扱いいたします。

(2023年7月末現在)

《サービス業務》

種類	内容・特色
キャッシュカードサービス	キャッシュカードで全国の信用金庫のCD・ATMでご入金、ご出金、残高照会ができます。また、全国キャッシュサービス「MICS」マークのある金融機関でご出金、残高照会ができます。
自動支払い	公共料金、各種保険料、クレジットカード利用代金等がご指定の口座から自動的に支払われます。
自動受取り	お給料、各種年金、配当金等が自動的にご指定の預金口座に振込まれます。安全、確実、振込まれたその日から預金としてお利息がつき、キャッシュカードでお引き出します。
クレジットカード	VISAカードの取次業務を行っており、公共料金等のお支払いにもご利用いただけます。日本国内のみでなく世界中でご利用いただけます。
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちに預かりします。翌営業日には、ご指定の預金口座へ入金いたします。本店及び駅前支店でご利用いただけます。
アンサーサービス	お使いのFAXや電話に振込入金や取立入金のご連絡を自動的に送ります。また、口座の残高や取引履歴の照会ができます。
テレホンバンキング	いつでも、どこでも電話1本で残高照会、入出金明細照会ができます。ただし、キャッシュカードをお持ちの口座に限ります。
ホームバンキング ファームバンキング	設置の端末機の操作で当金庫本支店をはじめ全国各地の金融機関への振込ができ、ご来店の手間が省け、資金の効率化に役立ちます。また、総合振込、給与振込等のサービスもお取扱いできます。
インターネットバンキング（法人）	パソコンからインターネットを利用して、預金口座の残高照会、入出金明細照会、振込・振替等を行うサービスです。
インターネットバンキング（個人）	自宅等のパソコン、モバイル端末、携帯電話からインターネットを利用して、預金口座の残高照会、入出金明細照会、振込・振替等を行うサービスです。
マルチペイメント（MPN）	IBを利用して国庫金等のお支払いができます。
スポーツくじ	窓口で当選金の払い戻し業務を行っております。本店及び大渡支店でお取扱いしております。
日本銀行歳入代理店	法人税、所得税、消費税等国税の納付が、全店で可能です。また、自動振替のお取扱いをしております。
でんさいネットサービス	株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）が手形に代わる新たな決済手段として提供する「電子記録債権（でんさい）」を利用するためのサービスです。当金庫ホームページから簡単に「発生・譲渡・支払」といった取引を安全かつ便利にご利用いただけます。

商品利用にあたっての留意事項

商品のご利用にあたっては、変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下したり、中途のご解約により金利の変更や手数料を伴う場合もありますので、必ず商品概要説明書等をご確認ください。

また、都合により、やむを得ず取扱いをとり止めさせていただく場合があります。

なお、これらの商品についてのお問い合わせは、当金庫本支店の窓口、涉外担当者または電話相談窓口（0193-62-3100・総合支援部地域支援課内）で承ります。

融資関係手数料

■住宅ローン手数料

☆取扱い手数料等の詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。
(下記手数料には消費税相当額が含まれております。)

(2023年7月末現在)

項目		手数料
新規取扱手数料	しんきん保証基金付住宅ローン	融資金額 1,000万円以下 55,000円 融資金額 1,000万円超 110,000円
	しんきん無担保住宅ローン しんきんリピートプラン(無担保住宅)	融資金額 500万円以下 5,500円 融資金額 500万円超 1,000万円以下 11,000円 融資金額 1,000万円超 22,000円
	しんきんキャップローン	融資金額 1,000万円以下 55,000円 融資金額 1,000万円超 110,000円
	全国保証(株)付住宅ローン	全国保証(株)分 55,000円 当金庫分 11,000円
	全期間固定金利住宅ローン	融資金額 1,000万円以下 55,000円 融資金額 1,000万円超 110,000円
	アパートローン	融資金額 1,000万円以下 55,000円 融資金額 1,000万円超 110,000円 融資金額 3,000万円超 220,000円
	その他住宅資金	融資金額 1,000万円以下 55,000円 融資金額 1,000万円超 110,000円
	固定金利選択手数料	固定金利再選択時手数料 [しんきん保証基金付住宅ローン・全国保証(株)付住宅ローン] 5,500円
	条件変更手数料	全ての条件変更 5,500円
	変動金利期間中	
	一部線上償還 全額線上償還「実行後3年以内」 全額線上償還「実行後3年超5年以内」 全額線上償還「実行後5年超7年以内」 全額線上償還「実行後7年超」	3,300円 3,300円 2,200円 1,100円 無料
	固定金利期間中	
	一部線上償還 全額線上償還「残債額100万円以上」 全額線上償還「残債額100万円未満」	22,000円 33,000円 無料

■不動産担保事務取扱手数料

項目		手数料	
		営業区域内担保のみ	営業区域外担保含み
住宅ローン以外の担保権設定の場合	1,000万円未満	11,000円	16,500円
	1,000万円以上～5,000万円未満	22,000円	27,500円
	5,000万円以上	33,000円	38,500円

項目		手数料
住宅ローン以外の担保権変更の場合	①追加担保・一部放棄・極度額変更・順位変更・譲渡等変更の都度 ②上記①に約定変更が伴う場合 【返済方法・期限延期・保証人変更・債務者変更（死亡時を除く）】	5,500円

■その他事務取扱手数料

項目		手数料
融資予定証明書発行手数料		5,500円
信用金庫抄本・印鑑証明書（資格証明書含む）		1,100円
割引手形（1枚につき）	当金庫手形	110円
	他行手形	220円
見合手形（1枚につき）	当金庫手形	110円
	他行手形	220円
手形貸付（新規・書替手形1枚につき）		110円
証書貸付手数料		110円
債務保証手数料		1,100円
流動資産担保管理手数料	個別担保	2,200円
	根保証（当座貸越）	11,000円
条件変更手数料	融資契約1件につき	5,500円
線上償還手数料 (証書貸付)	一部線上償還	3,300円
	全部線上償還	3,300円
(換) 指当権解除証書・委任状再発行手数料（どちらか一方を再発行する場合も対象）		3,300円

■でんさいサービス利用手数料

項目		手数料
月額基本手数料 ※法人インターネットバンキングご契約者は無料 ※債権者ご利用のみのお客様は無料		1,100円
発生記録	お客様端末ご利用	220円
	窓口	660円
譲渡記録	お客様端末ご利用	110円
	窓口	440円
分割譲渡記録	お客様端末ご利用	220円
	窓口	550円
開示	お客様端末ご利用	無料
	窓口 (当金庫割引利用の場合は無料)	440円
特例開示	窓口のみ	3,300円
残高証明書（都度発行）	窓口のみ	4,400円

項目		手数料
保証記録	残高証明書（定期発行）	窓口のみ 2,420円
	お客様端末ご利用	220円
通常変更記録	窓口	440円
	お客様端末ご利用	無料
変更記録（書面）	窓口	440円
	窓口のみ	2,200円
支払等記録	お客様端末ご利用	無料
	窓口	440円
記録の訂正（書面）	窓口のみ	2,200円
口座間決済（受取）	—	330円
支払不能情報照会	窓口のみ	3,300円
でんさい割引 ※でんさい1件につき	窓口のみ	110円
特定記録機関変更記録	窓口のみ	3,850円

《 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧 》

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成しており、その規定における各項目は以下のページに掲載しております。

項目	頁	項目	頁
A. 単体（信用金庫法施行規則第132条における規定）		③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	20
1. 金庫の概況および組織に関する事項		④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	20
(1) 事業の組織 (取組編)	10	(3) リスク管理債権、金融再生法開示債権の状況	20
(2) 理事および監事の氏名および役職名 (取組編)	10	(4) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	21～28
(3) 事務所の名称および所在地 (取組編)	12	(5) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	
2. 金庫の主要な事業の内容	32～33	① 有価証券	16～18
3. 金庫の主要な事業に関する事項		② 金銭の信託	29
(1) 直近の事業年度における事業の概況 (取組編)	4～5	③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引等）	29
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		(6) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	23
① 経常収益	9	(7) 貸出金償却の額	12
② 経常利益または経常損失	9	(8) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表等について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	29
③ 当期純利益または当期純損失	9		
④ 出資総額および出資総口数	9	6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	30
⑤ 純資産額	9	※直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	29
⑥ 総資産額	9		
⑦ 預金積金残高	9		
⑧ 貸出金残高	9		
⑨ 有価証券残高	9		
⑩ 単体自己資本比率	9		
⑪ 出資に対する配当金	9		
⑫ 役員数	9		
⑬ 職員数	9		
⑭ 会員数	9		
(3) 直近の2事業年度における事業の概況			
① 主要な業務の状況を示す指標			
イ. 業務粗利益および業務粗利益率	9		
ロ. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	9		
ハ. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	10		
二. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび総資金利鞘	10		
ホ. 受取利息および支払利息の増減	10		
ヘ. 総資産経常利益率	10		
ト. 総資産当期純利益率	10		
② 預金に関する指標			
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	11		
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他区分ごとの定期預金の残高	11		
③ 貸出金に関する指標			
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	11		
ロ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	11		
ハ. 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	11～12		
ニ. 使途別の貸出金残高	12		
ホ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	12		
ヘ. 預貸率の期末値および期中平均値	12		
④ 有価証券に関する指標			
イ. 商品有価証券の種類別の平均残高	13		
ロ. 有価証券の種類別の残存期間別残高および平均残高	13		
ハ. 預証率の期末値および期中平均値	13		
4. 金庫の事業の運営に関する事項			
(1) リスク管理の体制	5～6		
(2) 法令等遵守の体制	7		
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 (取組編)	6～7		
(4) 金融ADR制度への対応	8		
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項			
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書	14～19		
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額			
① 破綻先債権に該当する貸出金	20		
② 延滞債権に該当する貸出金	20		

